

要介護1相当の振り分け方針について

現行は一次判定で要介護1相当と判定された事例は、審査会において、次の要件、を満たす場合要介護1としそれ以外を要支援2と判定している

1. 認知機能や思考・感情等の障害により、十分な説明をおこなってもなお、新予防給付の利用に係る適切な理解が困難である
2. 疾病や外傷等により、心身の状態が安定していない状態

要介護1相当に係る振り分けを一次判定で行うことについて

要介護1相当の振り分け方針について

- 認知機能の低下の判定について
 - 主治医と認定調査員の認知症自立度の評価が一致している場合その評価を採用
 - 主治医と認定調査員の認知症自立度の評価が一致していない場合は、現行でも用いている、認知症自立度評価ロジックの考え方を踏襲
- 状態の不安定性の判定について
 - 判別分析を用いて、2回目の判定で重度化している高齢者と状態が維持・改善している高齢者を比較分析する
 - 要介護認定を2回実施した者のうち、1回目の認定で要介護1又は要支援2と判定された高齢者165,514人のデータを使用

「認知機能・廃用の程度の評価結果」におけるコンピュータにより推定される給付区分について

- コンピュータによる認知症高齢者の日常生活自立度等を用いた給付区分の推定結果の具体的な表示方法は以下のとおりです。
 - ① 「認知症高齢者の日常生活自立度」において、認定調査結果と主治医意見書の結果がともに「Ⅱ以上Mまで」の場合には「介護給付相当」と提示し、介護認定審査会資料に表示します。
 - ② 「認知症高齢者の日常生活自立度」において、認定調査結果と主治医意見書の結果が一致しない場合、「認知症自立度評価ロジック」における「自立又はⅠ」の蓋然性がD「25%未満」又はC「25%以上50%未満」の場合には「Ⅱ以上Mまで」の蓋然性が高いとして「介護給付相当」と提示し、介護認定審査会資料に表示します。(参考1)
 - ③ 「認知症高齢者の日常生活自立度」において、認定調査結果と主治医意見書の結果がともに「自立又はⅠ」の場合、又はその結果が一致しない場合で「認知症自立度評価ロジック」における「自立又はⅠ」の蓋然性がA「75%以上」又はB「50%以上75%未満」の場合には、認定調査のうち廃用の程度に関する項目の結果の組み合わせから、廃用の程度の提示をコンピュータにより行い、その結果をもとに給付区分を提示し、介護認定審査会資料に表示します。(参考2)

「認知症自立度評価ロジック」の仕組みについて

○ 「認知症自立度評価ロジック」は、現行の一次判定ロジックと同様に、樹形モデルを使用して作成されています。分岐の条件は、一次判定に使用しているものと同じく心身の状態に関する調査項目ですが、グループを分割する数値にはタイムスタディで得られたケア時間ではなく、「認知症高齢者の日常生活自立度」を使用しています。

○ 樹形作成手順は以下のとおりです。

① 原樹形の作成

- ・対象データは、平成16年3月に認定申請のあった事例のうち、認定支援センターに報告があったもの、447,659件。
- ・目的変数に「認知症高齢者の日常生活自立度」、説明変数に心身の状態に関する認定調査項目（67項目）を設定し、CHAID（ χ^2 乗値を指標とした樹形分析）を施行。その際、「認知症高齢者の日常生活自立度」については、＜自立又はⅠの群＞と＜Ⅱa以上Mまでの群＞の2群にあらかじめ分類しました。また、分岐条件として、「分岐先の該当人数が442（総数の0.1%）名以上であること」を設定しました。

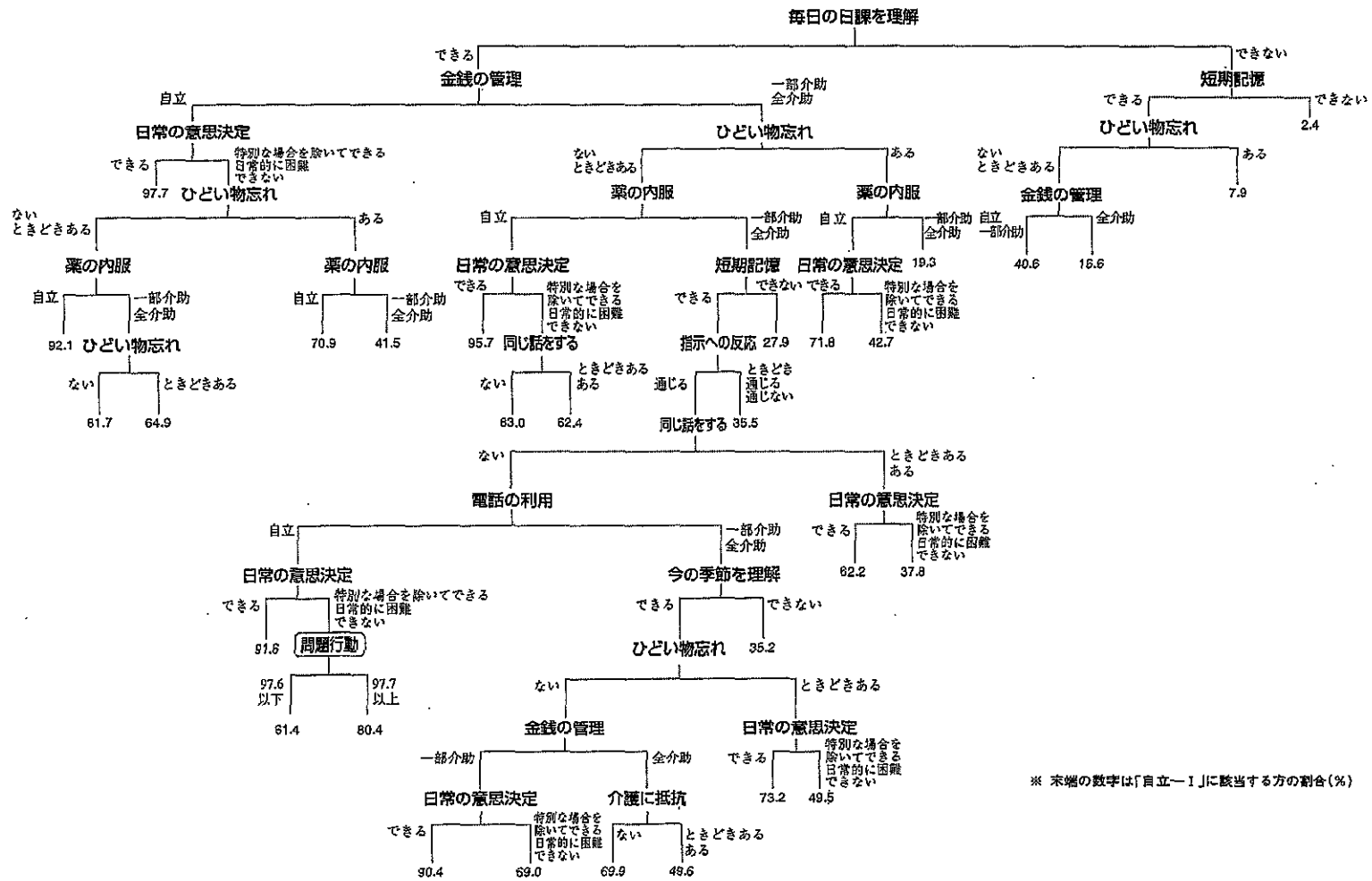
② 交差検証

- ・原樹形作成後に交差検証を行ったところ、標準推定誤差は0.0004であり、安定性が認められました。
- ・交差検証とは、対象データを任意のn群に分割（今回はn=10とした）し、まず1番目の群を対象から外して樹形分析を実施、次に2番目を外して実施・・・をn番目まで繰り返し、それぞれにできあがった樹形モデルの一致度をみることにより、樹形の安定性を検証することです。
- ・標準推定誤差は、n個の樹形におけるそれぞれの分岐のばらつきを平均値で示したものです。数値が小さいほど、ばらつきは少ないと判断されますが、今回の数値は1/1,000以下であることから、十分安定したものと判断しました。

③ 樹形図の最終決定

- ・＜自立又はⅠの群＞の割合がそれぞれ A「75%以上」、B「50%以上75%未満」、C「25%以上50%未満」、D「25%未満」であって、それより下位のどの枝においても、割合の群が変わらない場合は、それより下位の枝を削除しました。

(図) 認知症自立度評価ロジック



※ 末端の数字は「自立-I」に該当する方の割合(%)